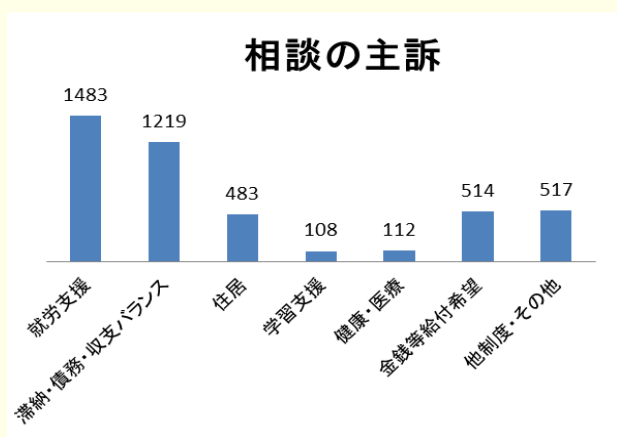


支援者からみた「就労訓練」とは？ ～生活支援課職員インタビュー～

支援センターニュースレターは、就労訓練事業の利用が促進され、更によりよい事業となるよう、事業に係る関係者（認定事業所、申請検討中の事業所、区役所等）に事業の現状、事業の活用法、事業の成果、課題などをお伝えしています。今回の号では、就労訓練事業の実績がある区の中で、神奈川区、港北区、泉区の3区の職員に、就労訓練事業についての感想や課題をお聞きしました。横浜市全体の相談状況をとりまとめた形でご報告します。

Q.どのような方が、どのようなルートで生活支援課につながりますか？

全体としては、中高年世代が多く、男性6割、女性4割程度です。離職、失職などで生活にお困りで、直接窓口を訪れるケースが全体の半分。あとの半数は、保険年金課、税務課、高齢・障害支援課など庁内からの紹介で、その他、区社協、ハローワーク、地域ケアプラザ、地域活動ホーム、生活支援センターなどから紹介されることもあります。たくさんの方の相談に応じることができるよう、区役所だけではなく、それらの地域の関係機関に出向いて相談を受けています。



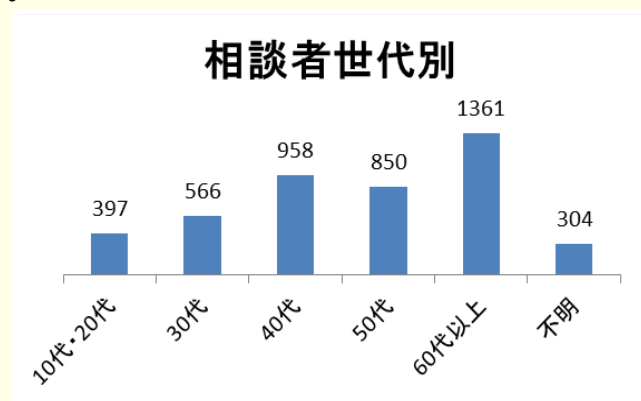
(横浜市全体の平成28年度実績)

Q.相談に来た方の中で、どのような方に訓練を提案しますか？

収入を得たい方には、まず「ジョブスポット」(区役所内にあるハローワーク機能)で仕事探いをサポートする

場合が多いです。ジョブスポットのナビゲーターが仕事の探し方や、絞り方を手伝ってくれるので、職種に偏りはあるけれども、決まる確率は高いです。

概ね半年程度の支援計画を立て、支援中には必ずモニタリングを実施するので、その期間、中々就職が決まらなかったり、定着が難しい方や、ジョブスポットからの就労が難しそう方は、直接、就労訓練を紹介します。



(横浜市全体の平成28年度実績)

Q.どのような目的で就労訓練を提案していますか？ また訓練を経てどのような変化がありましたか？

- ・訓練は色々な活用法があるので、一人ひとり訓練の目的は異なります。
- ・これまで頑張りすぎて、体調を崩してしまうことが多かった方が、無理なく自分のペースで働くことができるよう、少しずつ時間を伸ばしていき、非雇用型から有償ボランティアをへて、もうすぐ直接雇用になる予定です。訓練先は、これまでの生活では全く接点のなかった業界ですが、やりがいと居場所を見つけることができたよ

うです。就労訓練が終わっても、区での相談は定期的に続けてきましたが、今後も安定して働けそうな様子なのでそろそろ区での支援も終了しそうです。

・ずっと家族の介護をしてきたので、働く自信を失っていました。訓練は1ヶ月だけだったのですが、自信を回復しています。

・長く働いていないことで自己肯定感が低く、自分ができそうな仕事のイメージもつかめなかった方なのですが、これならできるかもしれないという業務内容を、短時間から始めました。丁寧な仕事ぶりで訓練先のみなさんに喜ばれています。相談員ではなく、訓練先の地域の方から評価されることで、「自分が必要とされる実感」を得られ、訓練後の次の段階を自分なりに前向きに考えるようになっていきます。

・一般就労は難しそうなお印象の方に、訓練を通して事業所にアセスメントをしてもらうこともあります。その結果、障害者手帳をとって、障害者就労の枠組みでの就職活動を提案することもできました。

・訓練前に、障害者手帳を取得することを勧めても、ピンとこなかった方が、福祉施設で訓練をすることで、働く充実感や楽しさを知り、「手帳をとればここで働くことができる」と実感して、福祉サービスに繋がることができました。

・働いて収入を得ることより、年金を無駄にしないよう生活リズムを整え、自分で必要とされる居場所として非雇用型訓練を長期間行っている人もいます。体調も整い、これからは訓練を終了して、区でご本人の自宅に近い場所でボランティア先を見つける予定です。就

労訓練は、仕事に結びつくことだけがゴールではなく、その先の自分の望む暮らしの方向への支援としても使えらると思います。

・体調面の不安があつて結果的に訓練につながらなかった人もいますが、訓練を受けようと動いたことで就労意欲がより一層高まり、再び働くことを目標に医療機関にしっかり通って、リハビリに励んでいる人もいます。

Q.最後に就労訓練の課題についてお聞かせください。

・基本的に生活に困って相談に来られるので、賃金がない非雇用型訓練は、親や家族の支えがなく生活基盤が整っていない人は利用が難しいです。ご本人にも焦燥感があり、時間をかけたほうがよくても、訓練は希望しない方が多いのが現状です。

・訓練期間中に何らかの所得保障が必要なのではないかと思います。

・訓練の業種ももっと多様になり、雇用型訓練が多くなるとよいなと思います。



【お話を伺って】

就労訓練を実施する中で、個々のケースでは生活支援課と支援センターは緊密な連絡をとりあっていますが、ニュースレターを作成するにあたって、区としての全体的な様子や感想をお聞きすることができました。「その人に応じて、就労訓練をどのように活用できるのか」という視点で支援を組み立てている。」「これまで色んな目的で訓練につないだが、無駄だったものはなかった」との感想に、改めて就労訓練は目的の多様性に意義があると実感しました。また最後の課題にもある通り、これまでも、「雇用型訓練がもっとあれば…」という声は常にお聞きしていました。生活にお困りで、すぐにでも収入が必要、しかし、ジョブスポットを利用しても中々就職が決まらない方にとって、賃金を得ながら訓練ができ、その後、直接雇用につながる事ができれば、理想的です。しかし、ジョブスポットでの丁寧な支援でも就職や定着が難しい方には、訓練を通じたアセスメントや、ゆっくりと時間をかけて自信やスキルを高めていく長期的な支援が必要な場合が多く、その期間に賃金を支払うことができる事業所は、限られてしまいます。そのため、まずは非雇用型訓練での受け入れが多くなっているのが現状です。今後も就労訓練事業が広がっていくには、事業所の理解促進と共に、非雇用型訓練期間中の経済的負担のあり方も課題であると感じました。

(横浜市就労訓練事業支援センター統括コーディネーター 綿引)

認定就労訓練事業所のご紹介

横浜市認定就労訓練事業所 37 事業所 (2017年7月31日現在) 以下はVOL4 2017年1月20日 発行以降に認定された事業所です。

NO	事業所名	業種	訓練内容
32	鶴見ワークトレーニングハウス(社会福祉法人横浜社会福祉協会)	障害者就労支援	清掃
33	株式会社メルヘン	飲食業	接客
34	株式会社エムビーエス横浜支店	外壁塗装	塗装
35	株式会社タスクフォース	ソフトウェア開発	事務補助
36	救護施設 清明の郷(社会福祉法人横浜社会福祉協会)	救護施設	清掃
37	有限会社横浜舗道	建設業	土木

認定就労訓練事業や認定申請手続きなどは、横浜市就労訓練事業支援センターにお気軽にお問合せください。

横浜市就労訓練事業支援センター(運営主体 特定非営利活動法人ユースポート横浜)

横浜西区北幸1-11-15 横浜STビル11階 ☎ 045-290-7239 綿引